

名古屋市公報	平成29年11月 8日 第1232号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(住都・総務課) (第93号)	4
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第94号)	5
告	示	
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第696号)	8
○ 名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合の解散認可	(住都・区画整理課) (第697号)	10
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第698号)	11
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第699号)	14
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第700号)	15
○ 有料公園施設の利用の禁止について	(緑土・緑地管理課) (第701号)	16
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について	(緑土・道路建設課) (第702号)	17
○ 指定管理者の指定について	(健福・高齢福祉課) (第703号)	19
○ 指定管理者の指定について	(健福・高齢福祉課) (第704号)	20
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課) (第705号)	21
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正	(市経・地域商業課) (第706号)	29
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(健福・介護保険課) (第707号)	31
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(健福・介護保険課) (第708号)	35
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	(健福・介護保険課) (第709号)	37
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(健福・介護保険課) (第710号)	41
○ 指定居宅介護支援事業者の廃止	(健福・介護保険課) (第711号)	44
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止	(健福・介護保険課) (第712号)	46
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第713号)	49

○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第714号)	57
公	告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)		58
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)		60
雑	報		
○ 職員の懲戒処分	(上下水・総務課)		62

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第93号）

1 内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第21号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
用途廃止	前浜荘	南区前浜通 7丁目	平成29年12月 1日

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第94号）

1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成29年12月 1日から施行します。ただし、市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から施行します。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年11月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第93号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第21号）中別表の改正規定のうち宝生荘及び前浜荘の項を改める部分の施行期日は、平成29年12月 1 日とする。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第94号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表打越荘の項中

「

3 階建	昭和39年度	24
4 階建	昭和36年度	48
	昭和37年度	48
	昭和39年度	80
	平成24年度	16

」

「

4 階建	昭和36年度	48
	昭和39年度	32
	平成24年度	16

を

に

」

改め、同表中

「

宝 生 荘	南区宝生町 1 丁目・ 2 丁目	中層 耐火	4 階建	昭和54年度	145
			5 階建	昭和50年度	55
				昭和52年度	155
			5 階建 (併存)	昭和54年度	24
		高層 耐火	7 階建	昭和52年度	57
				昭和53年度	475
前 浜 荘	南区前浜通 7 丁目	高層 耐火	6 階建 (併存)	昭和37年度	48

を

」

「

宝 生 荘	南区宝生町 1 丁目・ 2 丁目	中層 耐火	4 階建	昭和54年度	145
			5 階建	昭和50年度	55
				昭和52年度	155
			5 階建 (併存)	昭和54年度	24
		高層 耐火	7 階建	昭和52年度	57
				昭和53年度	475

に

」

改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表第一香流荘の項中

「

1 号から 190 号まで

を

「

1 号から 196 号まで

に改める。

」

」

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要

な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 696号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成29年 5月16日 29指令住開指第33号	名古屋市守山区瀬古東 一丁目 522番外 7筆	名古屋市中区錦二丁目 4 番 3号 有限会社プライム 取締役 石原 敦
平成29年 1月27日 28指令住開指第 192号	名古屋市天白区天白町 大字平針字黒石2878番 900外 1筆	名古屋市緑区倉坂1515番 地 株式会社協和 代表取締役 阪野真一
平成28年10月31日 28指令住開指第 135号	名古屋市港区藤高一丁 目 154番	名古屋市港区藤高一丁目 146番地 柄松 遼
平成28年12月19日 28指令住開指第 168号	名古屋市港区藤高一丁 目 157番 1	名古屋市中川区富田町大 字千音寺字向江3360番地 の 9千音寺荘 5棟1002号 清水将由

平成29年 4月12日 29指令住開指第11号	名古屋市千種区園山町 2丁目13番外 2筆	愛知県岡崎市羽根町字陣 場 303番地 アップウィッシュ株式会 社 代表取締役 近藤隆仁
平成29年 6月 5日 29指令住開指第44号	(第 1工区) 名古屋市緑区乗鞍二丁 目1604番の一部	名古屋市中区丸の内一丁 目17番 2号 株式会社玉善 代表取締役 玉野善教
平成29年 4月27日 29指令住開指第23号	名古屋市中川区戸田一 丁目2910番	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田和彦
平成28年 7月13日 28指令住開指第63号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 299	名古屋市熱田区神宮四丁 目 1番21号メゾン神宮 303号 長谷川隆行

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 697号

名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

平成29年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

平成29年10月31日

4 清算人の氏名及び住所

山 口 陽 康	名古屋市緑区桶狭間巻山2020番地
梶 野 武	名古屋市緑区桶狭間巻山 325番地
梶 野 義 信	名古屋市緑区桶狭間巻山 512番地
竹之内 繁 廣	名古屋市緑区桶狭間北二丁目 803番地
夏 目 浩 美	名古屋市緑区有松幕山 519番地
山 口 儀 明	名古屋市緑区桶狭間巻山2027番地
横 井 翠	名古屋市緑区武路町 115番地

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 698号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市熱田区神宮四丁目 307番 2の一部、 308番の一部及び 309番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

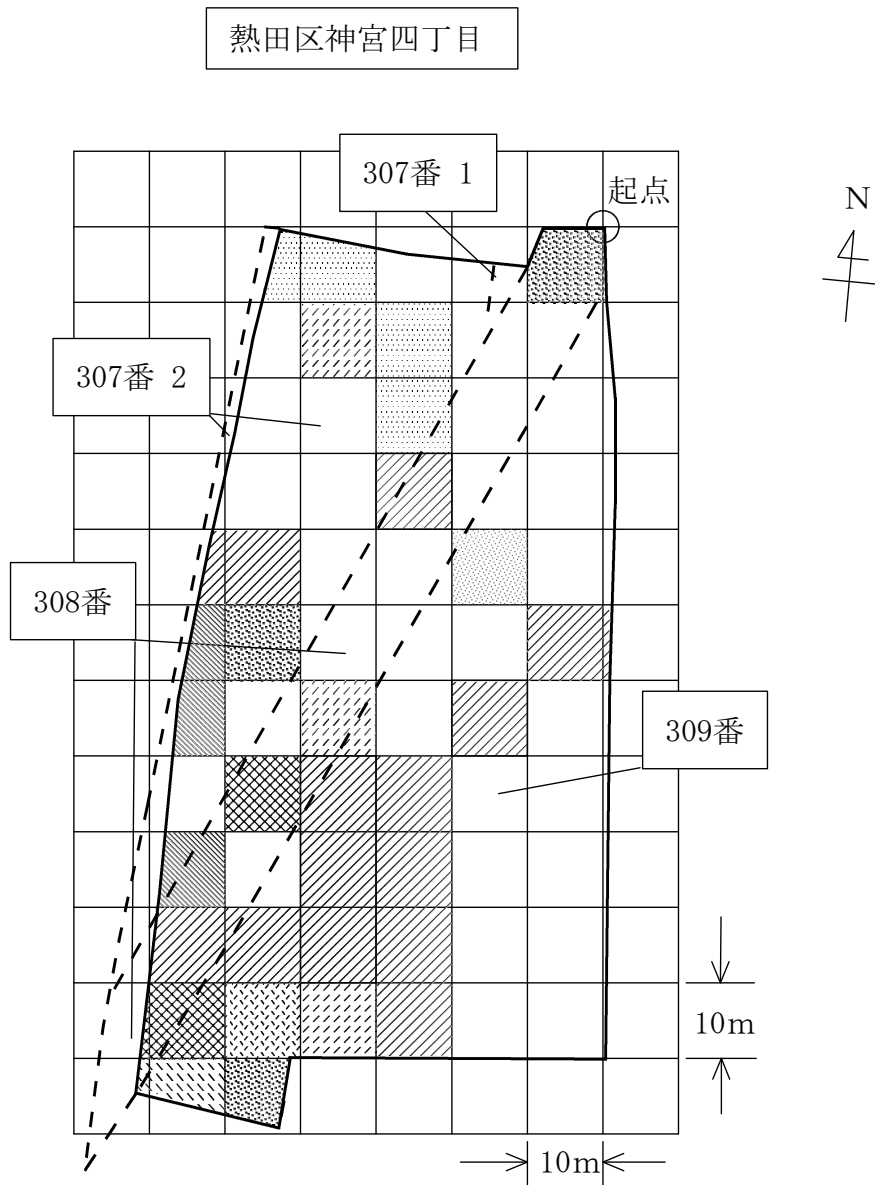
砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合及び土壤含有量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

-  : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第 699号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成29年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

平成29年11月 4日（土）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9 時から正午まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 700号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成29年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成29年11月17日から同月19日まで及び同月23日から同月26日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 701号

有料公園施設の利用の禁止について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により
次のとおり利用を禁止します。

平成29年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

中村公園桐蔭茶席

2 利用を禁止する期間

平成30年 1月 4日から同年 2月28日まで

3 利用を禁止する理由

茶庭の整備工事のため

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第702号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定します。

平成29年10月31日

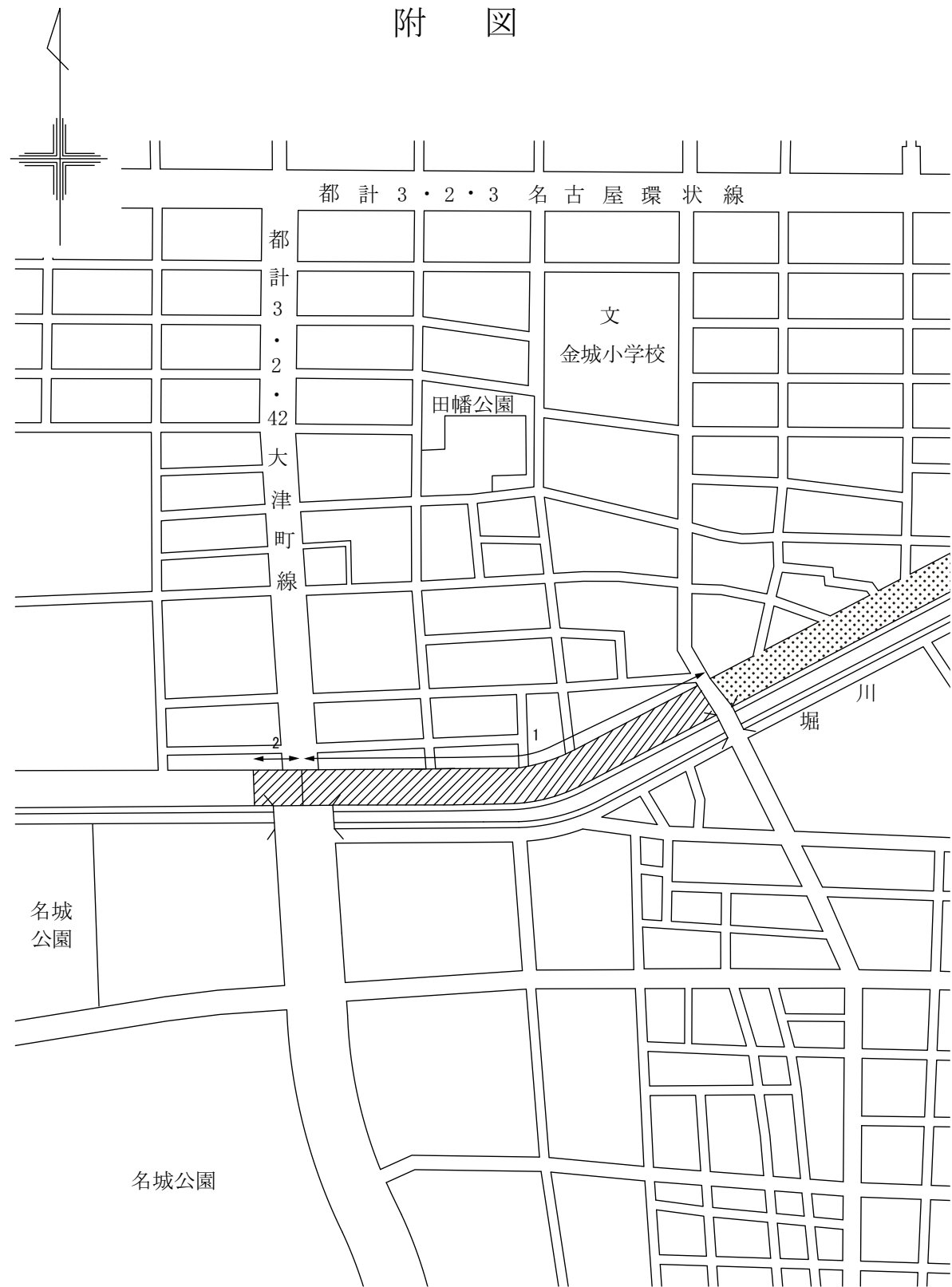
名古屋市長 河村 たかし

電線共同溝を整備すべき道路

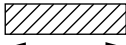
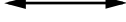
整理 番号	道路の種類及び路線名	区 間	摘要
1	市道東志賀町線第1号	名古屋市北区金城四丁目1番地先から 名古屋市北区金城四丁目1405番地先まで	第1 附図
2	市道東志賀町線第2号	名古屋市北区金城一丁目905番地先から 名古屋市北区金城四丁目18番地先まで	

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

附 図



凡 例

-  電線共同溝を整備すべき道路
- 
-  電線共同溝を整備すべき道路に既に指定されている道路

名古屋市告示第 703号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号 株式会社トヨタエンタプライズ 代表取締役社長 高 瀬 由紀夫

2 指定の期間 平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 704号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市鯉城学園	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 会長 河 内 尚 明

2 指定の期間 平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 705号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものがないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成29年11月20日（月）から同月30日（木）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課及び各方面事務所

平成29年11月20日（月）から同月30日（木）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成29年11月20日（月）から同月30日（木）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成29年11月21日（火）から同月30日（木）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号 カルポート東 4階
東文化小劇場 4階ホール

(2) 日時

平成29年12月20日（水）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 204戸

事故住宅 22戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

事故住宅 1戸

第 2 市営住宅・子育て・若年向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前
の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 116戸

第 3 市営住宅・多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 11戸

事故住宅 1戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級まで

のもの

- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1 級から 3 級までのもの
- (4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1 度から 4 度までのもの
- (5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその障害種別が 4 又は 5 のもの
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までのもの及び第 1 款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 95戸

事故住宅 21戸

(2) 改良住宅

空家住宅 6戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成23年度第 3回一般募集から平成29年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成23年度第 3回一般募集から平成29年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2)から(13)までのいずれかの資格を有すること。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 9戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 7 市営住宅・高齢者向け改善住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 706号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日（平成29年名古屋市告示第 220号）の一部を次のように改正します。

平成29年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

開場時間の表中

「

名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時30 分から午後 6時まで
名古屋市梅森公設市場 名古屋市名東区梅森坂四丁目 101 番地	4月 1日から当分の間、開場し ません。

を

」

「

名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時30 分から午後 6時まで
-------------------------------	---

に

」

改める。

附 則

この告示は、告示日から施行する。

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第 707号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アサービス名 古屋	名古屋市千種区 仲田二丁目14番 16号	平成29年 10月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社KA NWAPLUS	訪問介護ステ ーションKA NWAPLUS	名古屋市瑞穂区 西ノ割町 2丁目 32番地の 1	平成29年 10月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ミニ ネット	訪問介護所い ちょう	名古屋市緑区大 清水二丁目1005 番地	平成29年 10月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
一般社団法人 マミーケアサ ービス	マミーケアサ ービス	名古屋市緑区鳴 海町字赤塚55番 地の 1	平成29年 10月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
SOMPOケ アメッセージ	メッセージナ ースステーシ	名古屋市千種区 仲田二丁目14番	平成29年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社	ヨン名古屋	16号		
株式会社ぬく もあ	上飯田よろづ 訪問看護ステ ーション	名古屋市北区上 飯田南町 3丁目 15番地	平成29年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ナン ブ	ハートフルナ ース金山	名古屋市中区正 木四丁目 5番 9 号	平成29年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社K A N W A P L U S	訪問看護ステ ーションK A N W A P L U S	名古屋市瑞穂区 西ノ割町 2丁目 32番地の 1	平成29年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
大和ビルド株 式会社	りゅうじん訪 問看護ステー ション名古屋	名古屋市名東区 照が丘 7番地	平成29年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社クレ ド	訪問看護クレ ド	名古屋市天白区 鴻の巣二丁目 115番地	平成29年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
パナソニック エイジフリー 株式会社	パナソニック エイジフリー ケアセンター 名古屋上小田 井・デイサー ビス	名古屋市西区中 小田井四丁目 408番地の 1	平成29年 10月 1日	通所介護 介護予防通所介護
一般社団法人 福祉のまどぐ ち	デイサービス センターきら り	名古屋市天白区 中平四丁目 503 番地	平成29年 10月 1日	通所介護 介護予防通所介護
パナソニック エイジフリー 株式会社	パナソニック エイジフリー ケアセンター 名古屋上小田	名古屋市西区中 小田井四丁目 408番地の 1	平成29年 10月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護

	井・ショート ステイ			
合同会社介心	レンタル介心	名古屋市西区稲 生町字杵先2200 番地の10	平成29年 10月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社HK R	中日介護福祉 用具	名古屋市中川区 応仁町 2丁目47 番地の 1	平成29年 10月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
ライフ株式会 社	S A L T O	名古屋市名東区 上社四丁目 131 番地	平成29年 10月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社 p r o t e c t y o u	ヘルパーステ ーションはぴ もあ北	名古屋市北区生 駒町 7丁目 139 番地の 1	平成29年 10月 1日	訪問介護
株式会社照慶	ヘルパーステ ーションかめ の家	名古屋市北区黒 川本通 2丁目40 番地	平成29年 10月 1日	訪問介護

株式会社ライフサポートひまわり	杉の木ヘルパーステーション	名古屋市西区押切一丁目 9番 6号	平成29年 10月 1日	訪問介護
リハビリ看護センター株式会社	訪問介護の青空	名古屋市中区栄一丁目22番 7号	平成29年 10月 1日	訪問介護
株式会社k a p i r i n a	あんどケアセンター	名古屋市南区元柴田東町 3丁目 55番地	平成29年 10月 1日	訪問介護
株式会社リリー	ヘルパーステーションウォーターリリー	名古屋市名東区山の手一丁目 416番地	平成29年 10月 1日	訪問介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 708号

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第79条第 1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アプランセン ター池下	名古屋市千種区 向陽一丁目 3番 27号	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
株式会社リー ベン	しあわせケア プラン	名古屋市北区志 賀町 2丁目65番 地	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
株式会社やさ しい手	やさしい手平 安通居宅介護 支援事業所	名古屋市北区平 安通 1丁目 5番 地	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アプランセン ター城北	名古屋市北区鳩 岡二丁目11番13 号	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アプランセン ター上名古屋	名古屋市西区上 名古屋三丁目10 番11号	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
株式会社ライ フサポートひ	杉の木居宅介 護支援センタ	名古屋市西区押 切一丁目 9番 6	平成29年 10月 1日	居宅介護支援

まわり	一	号		
有限会社のぞ み	居宅介護支援 事業所ここす	名古屋市中村区 剣町 146番地	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アプランセン ター新瑞東	名古屋市瑞穂区 軍水町 3丁目 8 番地	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アプランセン ター瑞穂公園	名古屋市瑞穂区 弥富通 4丁目58 番地	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アプランセン ター白鳥南	名古屋市熱田区 六番三丁目15番 22号	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アプランセン ター天白公園	名古屋市天白区 池場四丁目 405 番地の 1	平成29年 10月 1日	居宅介護支援
SOMPOケ アメッセージ 株式会社	メッセージケ アプランセン ター植田西	名古屋市天白区 植田西三丁目 1206番地	平成29年 10月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 709号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条第 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2390400311
事業所	名称	デイサービスセンターこころ庵花原
	所在地	名古屋市西区花原町 183番地の 2
事業者	申請者	株式会社ライフサポートひまわり
	所在地	名古屋市中川区西中島二丁目 605番地
	代表者氏名	代表取締役 大橋哲夫
	代表者住所	名古屋市瑞穂区柏木町 1丁目40番地
指定年月日		平成29年10月 1日
サービス種別		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2390900179
事業所	名称	名鉄レコードブック神宮前
	所在地	名古屋市熱田区伝馬一丁目 7番 6号
事業者	申請者	株式会社名鉄ライフサポート
	所在地	名古屋市熱田区神宮二丁目 6番 7号
	代表者氏名	代表取締役 鈴木武

	代表者住所	愛知県知多郡東浦町大字緒川字上高根台30番地の 8
指定年月日		平成29年10月 1日
サービス種別		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2391500374
事業所	名称	デイサービスはなのき名東香流
	所在地	名古屋市名東区神月町 403番地の 1
事業者	申請者	K T C スマイルケア株式会社
	所在地	愛知県長久手市城屋敷 801番地
	代表者氏名	代表取締役 前田益見
	代表者住所	愛知県尾張旭市緑町緑ヶ丘 100番地39
指定年月日		平成29年10月 1日
サービス種別		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2391600323
事業所	名称	デイサービスセンター元八事
	所在地	名古屋市天白区元八事三丁目93番地
事業者	申請者	株式会社M L S
	所在地	名古屋市天白区元八事三丁目93番地
	代表者氏名	代表取締役 奈良芝貴典
	代表者住所	名古屋市天白区元八事三丁目93番地
指定年月日		平成29年10月 1日
サービス種別		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2390100325
事業所	名称	メッセージケアサポートセンター名古屋
	所在地	名古屋市千種区仲田二丁目14番16号
事業者	申請者	S O M P O ケアメッセージ株式会社
	所在地	東京都品川区東品川四丁目12番 8号

	代表者氏名	代表取締役 遠藤健
	代表者住所	東京都板橋区双葉町13番15号
指定年月日		平成29年10月 1日
サービス種別		定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険事業所番号		2390300313
事業所	名称	上飯田よろづ定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	所在地	名古屋市北区上飯田南町 3丁目15番地
事業者	申請者	株式会社ぬくもあ
	所在地	名古屋市東区大幸四丁目15番18号
	代表者氏名	代表取締役 加藤隆子
	代表者住所	名古屋市千種区堀割町 1丁目16番地の 1
指定年月日		平成29年10月 1日
サービス種別		定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険事業所番号		2390100317
事業所	名称	デイサービスらしく自由ヶ丘
	所在地	名古屋市千種区自由ヶ丘 1丁目 7番18号
事業者	申請者	有限会社ビーネット
	所在地	名古屋市天白区植田三丁目1603番地
	代表者氏名	代表取締役 安江憲治
	代表者住所	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字宮ノ割14番地
指定年月日		平成29年10月 1日
サービス種別		認知症対応型通所介護
		介護予防認知症対応型通所介護

介護保険事業所番号		2391000326
事業所	名称	デイサービスセンター松の庵
	所在地	名古屋市中川区打出二丁目 108番地

事業者	申請者	医療法人生生会
	所在地	名古屋市中川区打出二丁目70番地
	代表者氏名	理事長 安藤琢弥
	代表者住所	名古屋市瑞穂区陽明町 2丁目26番地の 2
指定年月日		平成29年10月 1日
サービス種別		認知症対応型通所介護
		介護予防認知症対応型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 710号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 1項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社中日 エムエス	中日調剤介護 ステーション 「小幡緑地」	名古屋市守山区 小幡三丁目 1番 2号	平成29年 8月 9日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社リリ ーフ	訪問介護ステ ーションリリ ーフ	名古屋市北区西 志賀町 1丁目36 番地	平成29年 8月25日	訪問介護 介護予防訪問介護
合同会社ラッ ピー	ヘルパーステ ーションラッ ピー	名古屋市熱田区 四番二丁目 1番 21号	平成29年 8月28日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社 J I C C	ジックケアサ ービス名古屋	名古屋市千種区 仲田二丁目14番 16号	平成29年 8月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ティ ーエムネット ワーク	杉の木ヘルパ ースステーショ ン	名古屋市西区押 切一丁目 9番 6 号	平成29年 8月31日	訪問介護 介護予防訪問介護

有限会社あす なろ	訪問看護ほた る	名古屋市守山区 菱池町12番21号	平成29年 8月24日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 J I C C	ジックナース ステーション 名古屋	名古屋市千種区 仲田二丁目14番 16号	平成29年 8月30日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ギル エルコーポレ ーション	訪問看護ギル エル	名古屋市東区葵 一丁目 7番 1号	平成29年 8月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケア 21メディカ ル	ケア21メデ ィカル訪問看 護・リハビリ ステーション ぴ〜す名西	名古屋市西区栄 生二丁目24番 9 号	平成29年 8月21日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
医療法人春陽 会	春陽会デイサ ービスきらり	名古屋市天白区 中平四丁目 503 番地	平成29年 8月31日	通所介護 介護予防通所介護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
特定非営利活 動法人伸生	訪問介護しん せい	名古屋市千種区 北千種一丁目 2 番 6号	平成29年 8月29日	訪問介護
株式会社ML S	デイサービス センター元八 事	名古屋市天白区 元八事三丁目93 番地	平成29年 8月25日	通所介護

3 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類

株式会社ティ ーエムネット ワーク	デイサービス センターここ ろ庵花原	名古屋市西区花 原町 183番地の 2	平成29年 8月31日	介護予防通所介護
株式会社イン ターネットイ ンフィニティ ー	名鉄レコード ブック神宮前	名古屋市熱田区 伝馬一丁目 7番 6号	平成29年 8月31日	介護予防通所介護
株式会社イチ	守山白山デイ サービスセン ター	名古屋市守山区 白山二丁目1505 番地	平成29年 8月31日	介護予防通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 711号

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社天池 ケアサポート	天池ケアサポ ート	名古屋市昭和区 御器所二丁目 6 番22号	平成29年 8月25日	居宅介護支援
有限会社あの ね	あのね居宅介 護支援事業所	名古屋市緑区桃 山四丁目 810番 地	平成29年 8月25日	居宅介護支援
有限会社ライ フアップ	居宅介護支援 事業所雅	名古屋市守山区 天子田二丁目 922番地	平成29年 8月29日	居宅介護支援
株式会社 J I C C	ジックケアプ ランセンター 名古屋	名古屋市千種区 向陽一丁目 3番 27号	平成29年 8月30日	居宅介護支援
株式会社ティ ーエムネット ワーク	杉の木居宅介 護支援センタ ー	名古屋市西区押 切一丁目 9番 6 号	平成29年 8月31日	居宅介護支援
社会福祉法人	星崎居宅介護	名古屋市南区鳴	平成29年	居宅介護支援

名南子どもの 家	支援事業所	尾二丁目15番地	8月31日	
-------------	-------	----------	-------	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 712号

指定地域密着型サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条第 5第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成29年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

介護保険事業所番号		2370102507
事業所	名称	デイサービスらしく自由ヶ丘
	所在地	名古屋市千種区自由ヶ丘 1丁目 7番18号
事業者	申請者	有限会社ビーネット
	所在地	名古屋市天白区植田三丁目1603番地
	代表者氏名	代表取締役 安江憲治
	代表者住所	愛知県海部郡蟹江町蟹江新田字宮ノ割14番地
廃止年月日		平成29年 9月30日
サービス種別		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2370402618
事業所	名称	デイサービスセンターこころ庵花原
	所在地	名古屋市西区花原町 183番地の 2
事業者	申請者	株式会社ティーエムネットワーク
	所在地	名古屋市西区押切一丁目 9番 6号
	代表者氏名	代表取締役 富田和重
	代表者住所	名古屋市千種区南明町 2丁目18番地
廃止年月日		平成29年 9月30日

サービス種別	地域密着型通所介護
--------	-----------

介護保険事業所番号		2390900161
事業所	名称	名鉄レコードブック神宮前
	所在地	名古屋市熱田区伝馬一丁目 7番 6号
事業者	申請者	株式会社インターネットインフィニティー
	所在地	東京都中央区築地五丁目 6番10号
	代表者氏名	代表取締役 別宮圭一
	代表者住所	東京都中央区晴海三丁目13番 1
廃止年月日		平成29年 9月30日
サービス種別		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2371303187
事業所	名称	守山白山デイサービスセンター
	所在地	名古屋市守山区白山二丁目1505番地
事業者	申請者	株式会社イチ
	所在地	名古屋市守山区白山二丁目1505番地
	代表者氏名	代表取締役 美濃羽亨輔
	代表者住所	愛知県清須市桃栄二丁目 180番地
廃止年月日		平成29年 9月30日
サービス種別		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2390100176
事業所	名称	ジックケアサポートセンター名古屋
	所在地	名古屋市千種区仲田二丁目14番16号
事業者	申請者	株式会社 J I C C
	所在地	東京都品川区東品川四丁目12番 8号
	代表者氏名	代表取締役 安岡信義
	代表者住所	東京都世田谷区粕谷四丁目13番 5号

廃止年月日	平成29年 9月30日
サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険事業所番号		2390100184
事業所	名称	ジックナイトケアサポート名古屋
	所在地	名古屋市千種区仲田二丁目14番16号
事業者	申請者	株式会社 J I C C
	所在地	東京都品川区東品川四丁目12番 8号
	代表者氏名	代表取締役 安岡信義
	代表者住所	東京都世田谷区粕谷四丁目13番 5号
廃止年月日		平成29年 9月30日
サービス種別		夜間対応型訪問介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第713号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成29年11月2日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年11月2日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	城前線第10号	名古屋市中村区岩塚町字城前64番の2地先から	前	0.008	1.00	第 1 図 第 附 図
			名古屋市中村区岩塚町字城前64番の2地先まで	後	0.008	2.47 ～ 2.48	
	A	千音寺包里線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3569番の2地先から	前	0.002	4.94	第 2 図 第 附 図 隅切の拡幅
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3569番の2地先まで	後	0.002	4.94	
	A	八幡第5号線	名古屋市南区元鳴尾町310番地先から	前	0.097	1.82	第 3 図 第 附 図
			名古屋市南区元鳴尾町265番地先まで	後	0.097	3.62 ～ 4.56	
	B	八幡第4号線	名古屋市南区元鳴尾町259番の3地先から	前	0.081	1.82 ～ 3.64	
			名古屋市南区元鳴尾町267番地先まで	後	0.081	3.96 ～ 6.05	

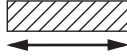
C	八幡第3号線	名古屋市南区元鳴尾町259番の1地先から	前	0.018	1.82	
		名古屋市南区元鳴尾町259番の1地先まで	後	0.018	3.64 ～ 4.46	
D	八幡第2号線	名古屋市南区元鳴尾町259番の1地先から	前	0.031	1.82	
		名古屋市南区元鳴尾町255番の1地先まで	後	0.031	3.97 ～ 6.00	
A	北山5号線	名古屋市守山区守山二丁目1504番の1地先から	前	0.002	3.64	第4図 隅切の拡幅
		名古屋市守山区守山二丁目1504番の1地先まで	後	0.002	3.64	
A	小幡西新4号線	名古屋市守山区西新1811番の9地先から	前	0.022	3.00	第5図
		名古屋市守山区西新1811番の9地先まで	後	0.022	3.50	
A	小幡南北第16号線	名古屋市守山区小幡四丁目1018番の1地先から	前	0.002	3.82	第6図
		名古屋市守山区小幡四丁目1018番の1地先まで	後	0.002	4.15	
B		名古屋市守山区小幡四丁目1014番の1地先から	前	0.002	3.82	
		名古屋市守山区小幡四丁目1014番の1地先まで	後	0.002	4.15	
C	小幡南北第18号線	名古屋市守山区小幡四丁目1307番の8地先から	前	0.018	3.82	
		名古屋市守山区小幡四丁目1307番の6地先まで	後	0.018	4.15	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



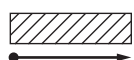
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 2 附図

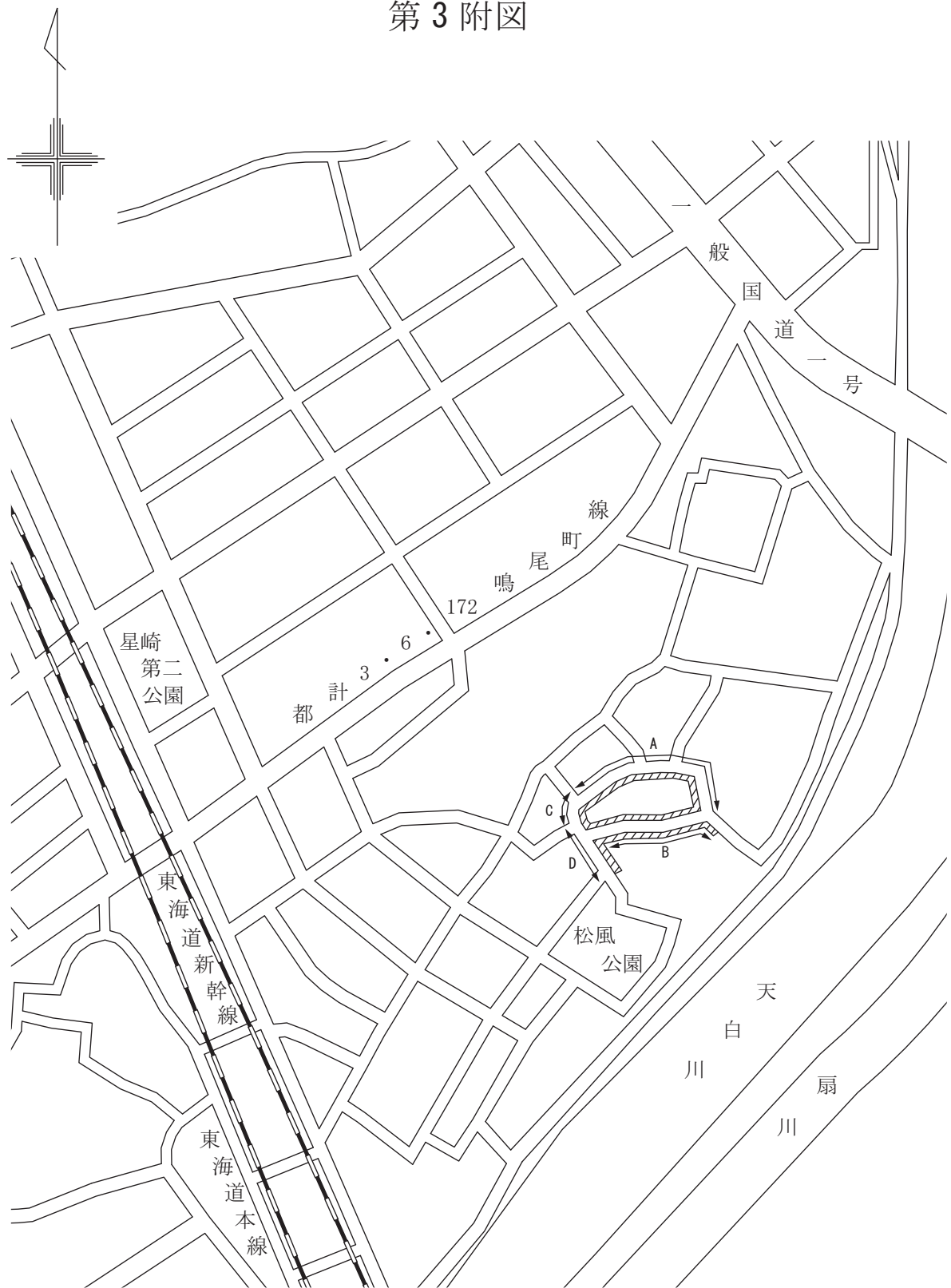


凡 例

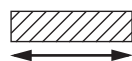


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 3 附図



凡 例

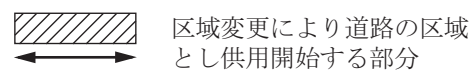


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

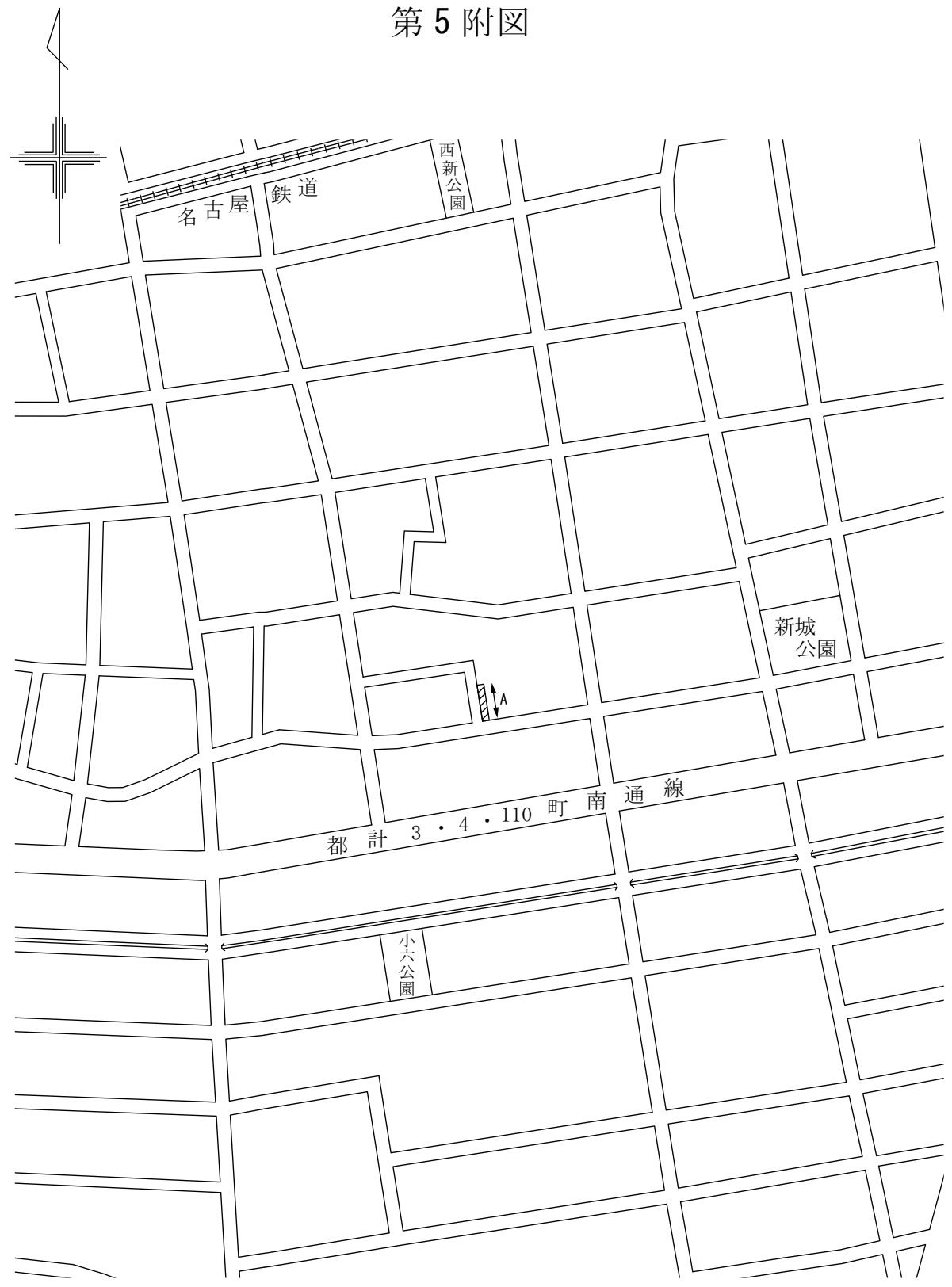
第 4 附図



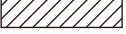
凡 例



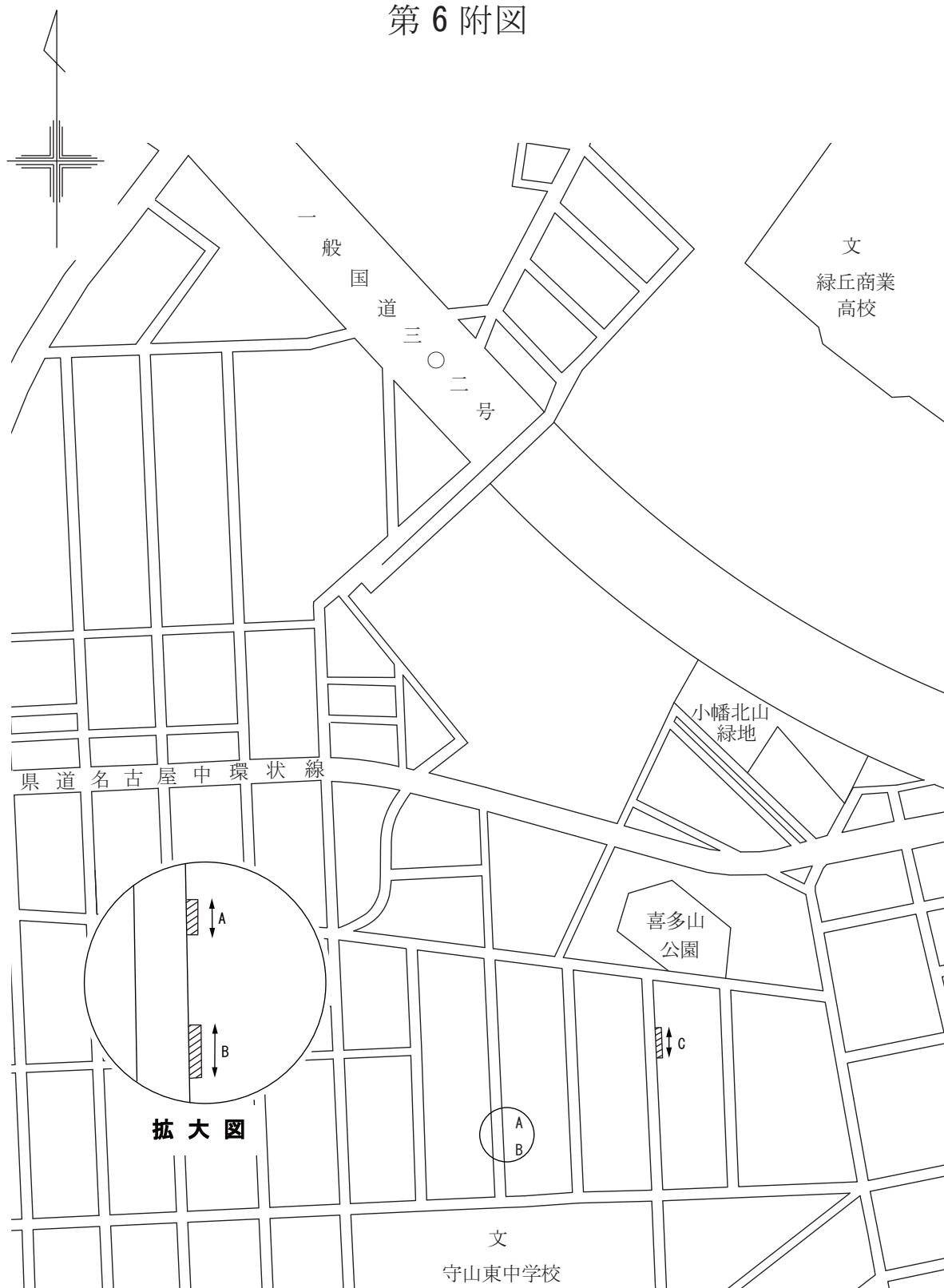
第 5 附図



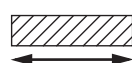
凡 例

-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分
- 

第 6 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 714号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、本計画関係書類は、名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置きます。

平成29年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）
名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西茶屋四丁目95番、田、 421平方メートル
始め 319筆、田、計235,665.92平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
早瀬 夏子、名古屋市港区大西一丁目98番地
始め 131名
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権（農地中間管理権）
 - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
 - (3) 存続期間 平成29年12月27日から平成39年12月26日まで
 - (4) 借賃 10アール当たり 年額 6,000円
 - (5) (4) の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R セントラルタワーズ・J R ゲートタワー・J P タワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	—	—	—	㈱キデイランド	代表取締役 間宵 薫	東京都渋谷区神宮前六丁目 1番 9号	平成29年 8月 1日
2	㈱三交クリエイティブ・ライフ	代表取締役 藤井 俊彰	名古屋市中村区名駅三丁目21番 7号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区錦三丁目 5番27号	平成29年 3月 27日
3	㈱トレセンテ	代表取締役 濱中 眞紀夫	東京都中央区日本橋兜町13番 1号	変更なし	変更なし	東京都中央区新川二丁目15番11号	平成29年 8月 1日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、入店のため
- (2) No. 2及びNo. 3の小売業者については、住所の変更のため

5 届出の日

平成29年10月 2日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年10月30日から平成30年 2月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 2月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ徳重店

名古屋市緑区鶴が沢三丁目1102番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番地の31	名古屋市緑区鶴が沢三丁目1102番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カネスエ商事	代表取締役 牛田 彰	愛知県一宮市下川田町五丁目 2番地	変更なし	変更なし	愛知県日進市浅田町平池 260番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カネスエ商事	代表取締役 牛田 彰	愛知県一宮市下川田町五丁目 2番地	変更なし	変更なし	愛知県日進市浅田町平池 260番地

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成25年 4月19日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成25年10月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、土地の名称及び地番の変更のため
- (2) 設置者及び小売業者については、事務所移転のため

5 届出の日

平成29年10月 4日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年10月31日から平成30年 2月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 2月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成29年11月 1日懲戒処分に付した。

平成29年11月 1日

名古屋市上下水道局長 丹羽 吉彦

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局業務技師	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号